

東陽支所だより

発行:八代市東陽支所 編集:東陽支所地域振興課(Tel.65-2111) 発行日:令和7年5月1日

《東陽町の人の動き》

【世帯数】 797世帯
【人口】 男 853人
女 907人
合計 1,760人

(令和7年3月31日現在)

東陽方面隊幹部三役及び分団長

【敬称略】

東陽方面隊長	水本 貴
副隊長	前田 賢治
指導員	石田 健一
本部分団長	前田 貴弘
第1分団長	本田 義博
第2分団長	本宮 崇守
第3分団長	緒方 俊憲
第4分団長	武永 弘美

地域振興課総務振興係

652111

近年、消防団員が減少しています。東陽地域の防災体制を維持していく上で消防団はなくてはならない存在です。八代市に居住または勤務する18歳以上の方であれば男女は問いません。入団を希望される方、また情報提供でも構いませんので、ご連絡をお待ちしています。

私たちが東陽町を守ります



令和7年度八代市消防団東陽方面隊の組織体制を紹介します。

今年度も水本方面隊長の指揮の下、86名の団員が地域住民の生命と財産を守るべく、予防消防活動や各種訓練に取り組み、安心安全なまちづくりを目指し活動します。



まちの話題

春の全国交通安全運動開催

～街頭キャンペーン～

交通安全

4月6日(日)から15日(火)、春の全国交通安全運動が実施されました。期間中の通学時間帯には、交通安全関係者による交差点での街頭指導を実施しました。横断歩道を渡り終えると児童は一礼し、「ありがとうございます」と元気に挨拶していました。

また、8日(火)、押方石油東側空地で国道443号線を通られるドライバーを対象に街頭キャンペーンを実施しました。当日は河俣保育園きく組の園児が交通安全グッズを手渡し、日頃からの交通安全をお願いしました。ドライバーも笑顔で答えていました。



交通ルールを守って元気に登校

～新入学期街頭指導～

交通安全

春の交通安全運動週間に合わせて、新入学期の子どもの交通安全を確保する活動として、町内小中学校の通学路で朝の街頭指導が実施されました。年度初めは徒歩や自転車通学、自動車通学を始めたばかりの人が多い時期です。安全運転について今一度再確認し、交通事故発生件数ゼロを目指しましょう。



いちご狩り体験イベント



4月19日(土)、東陽農村RMO協議会主催による60分食べ放題のいちご狩り体験イベントがクロファームの圃場にて開催されました。参加者約40人は、東陽町のきれいな水で育ったエビベリーと名付けられた摘みたてのイチゴを食べることができて、その美味しさに大満足していました。



■ 東陽支所職員人事異動
みなさんよろしくお願いします。

転入者	配属先
宮永 勝彦	地域振興課 課長
日野本 渡	地域振興課総務振興係
出田 繭	地域振興課総務振興係
近藤 富子	地域振興課市民福祉係
堤 由美子	地域振興課市民福祉係
谷川 恵史	地域振興課市民福祉係
徳田 啓治	産業建設課 課長
大隈 周史	産業建設課建設係 係長
白石 隼斗	産業建設課建設係
橋本 博之	産業建設課農林水産係

■第十二回特別弔慰金の相談会について
☆予約制です☆

【戦没者等のご遺族の皆様へ】
第十二回特別弔慰金の請求受付開始に伴い、上記の日程で相談会を開催します。ぜひこの機会にご相談ください。

日にち: 令和7年6月6日(金)

時間	場所
10時～12時 13時～15時	東陽支所 (事前に電話予約が必要です)

特別弔慰金臨時窓口

- ・市役所 1 階福祉総合窓口 ☎32-3662
- ・東陽支所地域振興課市民福祉係 ☎65-2113

《支給対象者》

・基準日(令和7年4月1日)において公務扶助料などの年金給付受給権者がいない場合に、戦没者などの死亡当時の遺族のうち、次の順番で先順位の1人に対して支給されます。詳細についてはお問い合わせください。

1. 弔慰金の受給権者(弔慰金と特別弔慰金は異なります)
2. 戦没者などの子
3. ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
(戦没者などとの生計関係の有無などにより順番が変わります)
4. 上記1～3以外の三親等内の親族
(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた場合のみ)

《支給内容》 額面27.5万円(5年償還の記名国債)
《請求期間》 令和7年4月1日～令和10年3月31日

《手続きに必要なもの》

- ・印鑑(国債の償還の際に使用する印鑑)
※スタンプ印は不可
- ・身分証明書(運転免許証・健康保険証など)
- ・戸籍関係書類を取得するために必要な現金
- ・前回(第十一回)特別弔慰金を受給した人は前回の裁定通知書または国債の残りを持参すると、よりスムーズに手続きができます。
- ・前回(第十一回)特別弔慰金を受給した人以外の方が、申請手続きをされる場合は、相談に時間を要しますのでご了承ください。

地域振興課 市民福祉係 ☎65-2113

■東陽支所管内の避難所について

No.	避難所施設名
1	東陽コミュニティセンター 及び 東陽スポーツセンター
2	八代市定住センター 及び 東陽交流センター「せせらぎ」
3	東陽小学校(体育館)
4	東陽地域福祉保健センター

※上記の避難所とは別の場所(地区公民館等)に避難されることについては、各個人や各地区の判断によるものであり、強制または妨げることはありません。

■各種申請受付について

①生コン等材料支給申請受付

農道・用排水・林道等について、生コンU字溝等材料支給の申請を4月1日より受付しています。中山間集落協定内でも支給します。

②経営所得安定対策交付金(転作)申請受付

田に主食米以外の販売作物を作付し、面積に応じて交付金が支払われます。前年度申請者はお案内をしておりますが、新規の方は、6月20日(金)までに産業建設課においてください。

③八代市農作物有害鳥獣防護柵設置事業申請受付

電気柵、ワイヤーメッシュ、鳥獣ネット等の購入費を助成します。事業費の1/2補助(上限2万円)ソーラー付き(上限4万円)一人2か所まで。

【問合せ先】

産業建設課農林水産係 ☎65-2114

■市税等の納期について

5月12日(月)納期限のもの

- ◆農業集落排水使用料 4月(3月使用分)
- ◆浄化槽使用料 4月(3月使用分)

6月2日(月)納期限のもの

- ◆固定資産税 1期
- ◆軽自動車税 全期
- ◆国民健康保険税 2期
- ◆介護保険料 2期
- ◆簡易水道使用料 5月(4月使用分)
- ◆後期高齢者医療保険料 随期



※口座振替をご利用の方は、事前に口座の残高をお確かめください。

※納付が遅れる場合は、必ず地域振興課までご連絡、ご相談ください。

【問合せ先】

地域振興課 市民福祉係 ☎65-2113